

## お知らせ

### 輸出承認証の価額欄の省略について (輸出令別表第 2 の 37 及び 43(ワシントン条約対象貨物及び 絶滅のおそれのある希少野生動植物の個体等の貨物に限る。)関係)

令和 6 年 4 月 30 日  
経済産業省貿易経済協力局  
貿易管理部野生動植物貿易審査室

絶滅のおそれのある希少野生動植物の個体等の貨物(輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第 2 の 37)並びに国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別天然記念物、天然記念物及び重要美術品(特別天然記念物及び天然記念物にあつては生きているものを除く。)の貨物(輸出令別表第 2 の 43)のうちワシントン条約対象貨物及び絶滅のおそれのある希少野生動植物の個体等の貨物については、輸出承認申請書の価額(総額)欄及び裏面の送状金額欄を令和 6 年 4 月 30 日より記載を省略いたします。

#### 1. 輸出承認申請する際の価額(総額)欄の省略

輸出令別表 37 及び 43(ワシントン条約対象貨物及び絶滅のおそれのある希少野生動植物の個体等の貨物に限る)の貨物を輸出承認申請する際は、輸出承認申請書の「(4)商品内容明細」の「価額」欄は、「建値」及び「合計額」を記載していただいておりますが、申請の際は「価額」欄を記入不要とします。「価額(総額)」欄に斜線を引いた申請様式を HP に掲載しますので、こちらの申請様式に記入していただき申請してください。

#### 2. 輸出承認証の裏面の送状金額欄の省略

輸出令別表 37 及び 43(ワシントン条約対象貨物及び絶滅のおそれのある希少野生動植物の個体等の貨物に限る)に係る輸出承認を受けた貨物を税関に輸出申告する際は、輸出承認証の裏面の送状金額欄を記入不要とします。

なお、本措置は、輸出令別表 37 及び 43(ワシントン条約対象貨物及び絶滅のおそれのある希少野生動植物の個体等の貨物に限る。)並びに令和 6 年 3 月 18 日付けでお知らせしました輸出令別表第 2 の 36 の貨物に限ります。

(ご参考)ワシントン条約対象貨物の輸出承認証の価額欄の省略について(令和 6 年 3 月 18 日)  
[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/02\\_exandim/06\\_washington/download/yushutsushouninshouryaku20240318.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/download/yushutsushouninshouryaku20240318.pdf)

(現在の記入方法)

(4) 商品内容明細

商 品 名	型及び等級	輸出貿易管理令	単 位	数 量	価 額	
		別表第 2 貨物番号			単 価	総 額
ツシマヤマネコ ( Prionailurus bengalensis euptilurus)		37	Head	1		FOB JAPAN
				計 1		計 €1, 000

(ただし、数量及び総額が XX %増加することがある。)

(変更後の記入方法)

(4) 商品内容明細

商 品 名	型及び等級	輸出貿易管理令	単 位	数 量	価 額	
		別表第 2 貨物番号			単 価	総 額
ツシマヤマネコ ( Prionailurus bengalensis euptilurus)		37	Head	1		
				計 1		

(ただし、数量及び総額が XX %増加することがある。)

※留意事項

令和 6 年 4 月 30 日以前に価額(総額)欄に斜線を引いた申請様式を使用して「価額(総額)」を省略して申請された場合であっても、「価額(総額)」を省略した輸出承認証を発行いたします。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723